

## JAAF RunLink 加盟大会規約

### (目的)

第1条 本規約は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」といいます。）が運営する JAAF RunLink の加盟大会に関し、基本的な事項を定めるものとします。

### (事務局の設置)

第2条 本連盟は、JAAF RunLink に関する事務全般を円滑に行うため、本連盟内に事務局（以下「JAAF RunLink 事務局」といいます。）を設置します。

### (加盟対象大会)

第3条 本連盟は、日本全国のロードレース・ランニングイベントの安全・安心な環境を構築すべく、JAAF RunLink の活動の趣旨に賛同する本連盟の非公認大会であって、下記の条件を満たす大会を「JAAF RunLink 加盟大会」として、広く加盟を募ります。

### 記

対象大会：本連盟の非公認大会

対象種目：ハーフマラソン・フルマラソン・ウルトラマラソン・クロスカントリー・トラックレースをはじめとするロードレースやランニング大会（トレイルランニング、駅伝、リレーマラソン、競歩大会は加盟対象外です。）

組織：主催、協力、後援、主管等の形で、以下のいずれかに該当する組織が関与している大会

① 本連盟、加盟団体（都道府県陸上競技協会）、協力団体（実業団連合、日本学連、マスターズ連合等）、加入団体（郡市区町村陸上競技協会）

② 行政（国、都道府県、市区町村）

③ メディア（新聞、テレビ等）

加盟後の協力事項：JAAF RunLink に対して以下の協力をすること

① 大会終了後1ヶ月以内に、実施報告書及び大会リザルトを JAAF RunLink が指定した書式にて提出すること

② JAAF RunLink からの各種調査等の要請に協力すること

(費用)

第4条 JAAF RunLink への加盟申請又は加盟に伴い、お支払い頂く費用はございません。

(日本陸上競技連盟ロードレース補償制度加入の場合のみ費用が発生いたします。)

(申請方法・申請書類)

第5条 1. 加盟大会申請書

2. 大会実務担当者情報(常時連絡がとれる方)、大会陸協担当者情報

(申請は原則としてWEBを通じてのみとさせていただきます。)

(申請者)

第6条 対象大会の実務担当者

(申請後の流れ)

第7条 申請を受けてから、2週間程度で申請内容の確認をさせて頂き、審査完了後、実務担当者様宛てに、メールにて加盟の可否等の結果をお知らせ致します。

(特典)

第8条 本連盟は、加盟大会に対し、以下の特典を提供します。

- ① JAAF RunLink 加盟大会用ロゴの利用
- ② 大会運営の手引書等の閲覧
- ③ JAAF RunLink 主催イベントへの参加
- ④ JAAF RunLink 共通サービスの利用
- ⑤ その他、JAAF RunLink が定めた特典

(期間・更新)

第9条 加盟大会がその資格を有する期間は、新規入会年度は入会手続きが完了した日から次の3月31日までとし、その後は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。大会の資格は、大会から退会の届け出がない限り、1年毎に自動更新されるものとします。

(退会)

第10条 加盟大会は、所定の退会届を JAAF RunLink 事務局に提出することにより、いつでも退会することができます。

(加盟の解除)

第11条 加盟大会が下記の事由に該当するときは、本連盟の判断により加盟大会の資格を取り消すことがあります。

- ① JAAF RunLink の目的に反する行為や、本連盟・JAAF RunLink およびその関係者の名誉を著しく傷つける行為があったとき
- ② 本規約、法令および公序良俗に反する行為があったとき
- ③ 反社会的勢力および反社会的勢力と思われる団体・個人との関係が認められたとき
- ④ 申請書や報告書に虚偽の記載があることが判明した場合
- ⑤ その他、本連盟が加盟大会資格を取り消すべき合理的な事由があると認めたとき

(規約の改定)

第12条 本連盟は、JAAF RunLink の事業運営等の都合により、本規約を改定する場合があります。

(賠償責任)

第13条 本連盟は第8条に基づいて大会に対して提供した特典等によって、直接または間接的に生じた大会または第三者への損害等について、本連盟に故意又は重大な過失がある場合を除き、その内容や方法の如何にかかわらず賠償の責任を負いません。

附則 本規約は、2018年11月1日から施行します。